

# HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク宇佐

宇佐公共職業安定所広報  
2026年4月号

## contents

- ① 短時間労働者労働時間延長支援コースのご案内 P.1
- ② 令和8年度 雇用保険料率のご案内 P.2
- ③ 女性活躍推進法が改正されました！ P.2
- ④ 60歳以上の方を雇われた際の助成金の支給要件が変更されます P.3
- ⑤ セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ P.3
- ⑥ 労働市場の状況（管内の求人・求職） P.4

### ●ハローワーク宇佐

〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1  
宇佐合同庁舎 1階

☎0978-32-8609

開庁時間：8：30～17：15（月～金）  
（祝日、年末年始は休み）



ハローワーク宇佐  
ウェブサイト

### ●豊後高田市ふるさとハローワーク

〒879-0628 豊後高田市新町 1007-4  
豊後高田市勤労青少年ホーム内

☎0978-22-2342

開庁時間：9：30～17：00（月～金）  
（祝日、年末年始は休み）



ふるさと  
ハローワーク  
ウェブサイト

※職業の相談・紹介のみ取り扱っています。

# 1

《事業主の皆さまへ》

## 「短時間労働者労働時間延長支援コース」のご案内

キャリア  
アップ助成金

「130万円の壁」への対応として、令和7年7月にキャリアアップ助成金：社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件が見直され、助成額を拡充した「短時間労働者労働時間延長支援コース」が創設されています。人手不足への対応策に、また短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりにご活用下さい。

拡充

### 年収の壁対策

## 労働者1人につき最大75万円助成します！

キャリアアップ助成金

**年収の壁対策の取り組みを行うことで、**  
労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、  
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**  
事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**

### ご注意下さい！

助成金を受けるには事前にキャリアアップ計画書を労働局へ提出してください。ただし、令和8年3月末で終了した「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

### 「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	<b>50万円</b>	<b>40万円</b>	<b>30万円</b>
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	<b>25万円</b>	<b>20万円</b>	<b>15万円</b>
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

厚生労働省  
公式HP

年収の壁突破  
総合相談窓口

☎ 0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30～18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。)



《事業主の皆さまへ》

# 2

## 令和8(2026)年度雇用保険料率のご案内

2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおり変更となります。

- ① 失業等給付・育児休業給付の保険料率は、労働者負担、事業主負担ともに5/1,000に変更  
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更)
- ② 雇用保険二事業の保険料率は、3.5/1,000で変更なし(建設の事業は4.5/1,000で変更なし)



事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

雇用保険料率は、二年連続の引き下げになりました。

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

《事業主の皆さまへ》

# 3

## 女性活躍推進法が改正されました！

2026年4月1日から

従業員101人以上の事業主は男女間賃金差異や女性管理職比率等の公表が義務となります！

女性活躍推進法の改正により、これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表が義務付けられました。

企業等規模(従業員数)	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて2項目以上(下記A、Bからそれぞれ1項目以上選択)を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて1項目以上(下記A、Bの14項目から選択)を公表

注)「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」の合計

### A 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ② 男女別の採用における競争倍率
- ③ 労働者に占める女性労働者の割合
- ④ 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤ 役員に占める女性の割合
- ⑥ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ⑦ 男女別の再雇用又は中途採用の実績

女性の活躍推進企業データベース ↓



◆「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の情報公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。自社ホームページへの掲載等でも差し支えありません。

【担当部署】大分労働局雇用環境・均等室  
TEL:097-532-4025

### B 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ① 男女の平均継続勤務年数の差異
- ② 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③ 男女別の育児休業取得率
- ④ 労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥ 有給休暇取得率
- ⑦ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率



大分労働局  
女性活躍推進法  
↓ホームページ



◆初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後、概ね3か月以内に公表する必要があります。

# 4

《事業主の皆さまへ》

## 60歳以上の方を雇われた際の助成金の支給要件が変更されます。(5月1日以降に紹介される方からの適用)

**令和8年5月1日以降の紹介より、高齢者(60歳以上)の要件を見直します**

令和8年5月1日より前に紹介された場合	➔	令和8年5月1日以降に紹介された場合
雇入れ時の年齢が60歳以上の者であること。		雇入れ時の年齢が60歳以上の者であることに加え、紹介日において、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていること。

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高齢者(60歳以上) ウクライナ避難民 補完的保護対象者 など	<b>60万円(50万円)</b> 短時間: 40万円(30万円)	<b>30万円(25万円) × 2期</b> 短時間: 20万円(15万円) × 2期
② 身体・知的障害者	<b>120万円(50万円)</b> 短時間: 80万円(30万円)	<b>30万円 × 4期(25万円 × 2期)</b> 短時間: 20万円 × 4期(15万円 × 2期)
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	<b>240万円(100万円)</b> 短時間: 80万円(30万円)	<b>40万円 × 6期(33万円* × 3期)</b> 短時間: 20万円 × 4期(15万円 × 2期) <small>*第3期は34万円</small>

( )内は大企業に対する支給額

65歳までの雇用確保措置の実施が義務化されたことを受け、60歳以上の方を採用した場合の助成金の支給要件が上記のとおり変更となります。

(母子家庭の母等、障害者など、その他の要件については従来どおりの取り扱いです)



お問い合わせは **ハローワーク宇佐 求人係 0978-32-8609**

# 5

《求職者の皆さまへ》

## セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ

**就職支援セミナー & 個別相談** 事前申込み

**4/28(火)**

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、専門講師によるセミナー(定員8名)

【申込み】ハローワーク宇佐まで

**看護職の就職相談会** 当日受付

**4/8(水)**

10:00~12:00

ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供  
【問】大分県看護協会 大分県ナースセンター  
☎097-574-7136

**福祉のしごと相談会** 当日受付

**4/14,28(火)**

10:00~12:00

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供

【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

**おおいたサポステ出張相談** 事前予約

**4/15(水)**

11:00~16:00

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート(15~49歳対象) 【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

**心理カウンセリング** 事前予約

**4/2,9,30(木)**

**4/14,21(火)**

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク宇佐まで

**事業所ミニ説明会** 当日参加

**4/7,14,21,28(火)**

**4/2,9,16,23(木)**

予約不要、応募書類(履歴書等)不要、入退社自由。事業所から直接話を聞くことができるよい機会です。参加事業所はハローワークで確認できます。

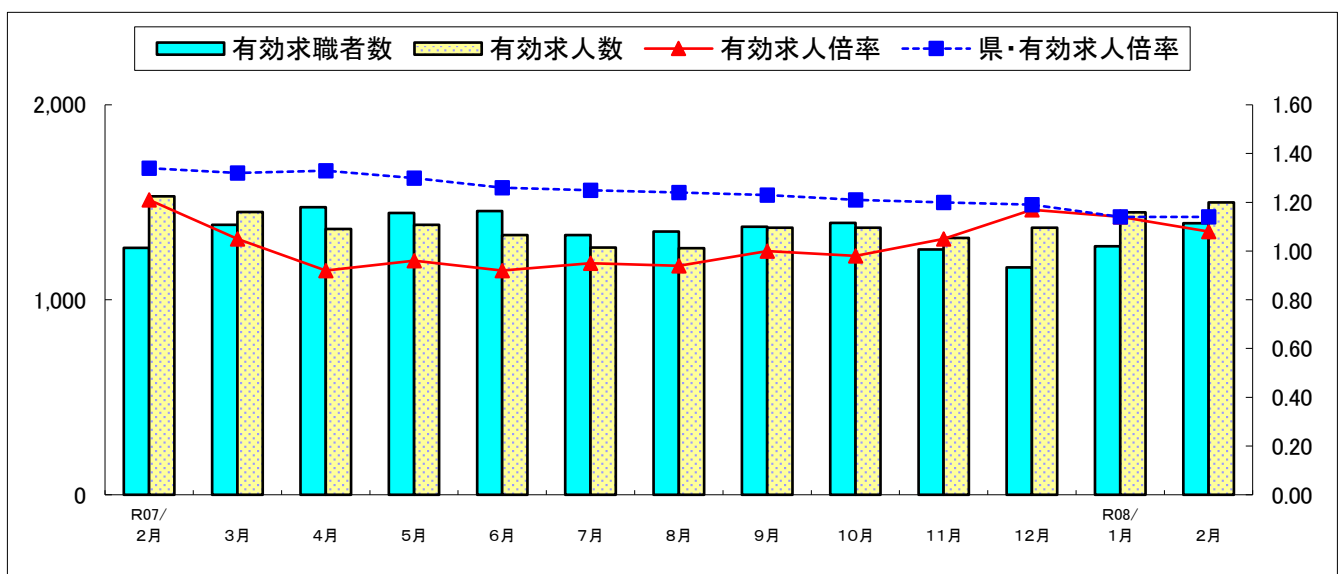
# 6 労働市場の状況（管内の求人・求職）

【令和8年2月】

項目		年月・増減率	今月	前月	前年同月	対前年同月増減率(%)	
職業紹介関係	新規求職申込件数		367	431	364	0.8	
	月間有効求職者数		1,392	1,275	1,266	10.0	
	新規求人数		556	595	502	10.8	
	月間有効求人数		1,499	1,449	1,531	▲ 2.1	
	就職件数		124	107	134	▲ 7.5	
	有効求人倍率(管内)		1.08	1.14	1.21	▲0.13	
	有効求人倍率(大分県)		1.14	1.14	1.34	▲0.20	
	有効求人倍率(全国)		1.19	1.18	1.25	▲0.06	
	高齢(注)	月間有効求職者数		339	319	298	13.8
		月間有効求人数		223	220	229	▲ 2.6
常用有効求人倍率			0.66	0.69	0.77	▲0.11	
パート	月間有効求職者数		678	613	584	16.1	
	月間有効求人数		553	591	590	▲ 6.3	
	有効求人倍率		0.82	0.96	1.01	▲0.19	
雇用保険関係	資格決定件数		87	130	91	▲ 4.4	
	受給者実人員		365	366	265	37.7	
	資格取得者数		251	254	241	4.1	
	資格喪失者数		265	339	242	9.5	
	うち事業主都合離職者		7	37	10	▲ 30.0	

注)高齢者とは55歳以上65歳未満の者の数となります。

- 2月の有効求人倍率は1.08倍となり、前年同月より0.13P減少しました。
- 新規求職者数は対前年同月比0.8%増加、新規求人数は10.8%増加しました。
- 月間有効求職者数は対前年同月比10.0%増加、月間有効求人数は2.1%減少しました。
- 新規求人数を産業別に対前年比で見ると、建設業(+60.4%)、製造業(+49.3%)、情報通信業・運輸業・郵便業(▲12.5%)、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業(▲12.7%)、医療・福祉(▲4.0%)、サービス業(+70.8%)でした。



	R07/2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R08/1月	2月
有効求職者数	1,266	1,384	1,475	1,445	1,455	1,332	1,350	1,375	1,395	1,258	1,167	1,275	1,392
有効求人数	1,531	1,451	1,363	1,384	1,332	1,268	1,265	1,370	1,370	1,317	1,369	1,449	1,499
有効求人倍率	1.21	1.05	0.92	0.96	0.92	0.95	0.94	1.00	0.98	1.05	1.17	1.14	1.08
県・有効求人倍率	1.34	1.32	1.33	1.30	1.26	1.25	1.24	1.23	1.21	1.20	1.19	1.14	1.14

※パートを含む全数。 ※県の有効求人倍率は、季節調整値(令和5年12月以前の値は、新季節調整値に改定されています。)